

# 農村地域の防災減災対策の推進

【担当省庁】 農林水産省

## 奈良県における取り組み

### (1) ため池の防災減災対策

○「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」や防災重点ため池の基準の見直し及び点検結果を受け、**防災重点ため池を市町村と見直し**。

＜従来114箇所→**900箇所**＞

○ 法律に定められた**農業用ため池の届出制度**及び**特定農業用ため池の指定**については、市町村とともにため池所有者等への周知を図っているところ。

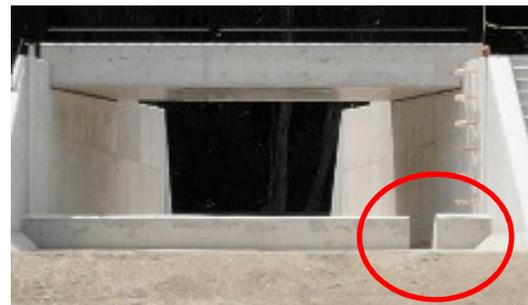
○ 防災重点ため池については、下流への影響、老朽度、利用頻度等から優先順位を設け、ハザードマップの策定を市町村と進めていく。＜112箇所策定済み H31.3＞

○「ため池群を活用した防災・減災事業」で、葛城山麓地区(葛城市)及び高山ため池地区(生駒市)において、利水利用のみならず、**治水機能を備えた整備**を実施中。

○ ため池の管理は、水利組合等各地域の農家が行っているが、農業利用の減、農業者の高齢化等により、きめ細かな管理が難しくなっている。



西日本豪雨被災ため池  
防災重点ため池に追加



改修時に洪水吐を改良

### (2) ため池や水田の多面的機能を活かした治水利用の推進

○ 奈良県では平成30年度より「**大和川流域における総合治水に関する条例**」を施行し、さらなる総合治水対策として、地域でためる内水対策を推進。**ため池の治水活用及び水田貯留を貯留対策の一つとして条例に位置づけ**。

## 国にお願いすること

### ■農村地域防災減災事業の制度拡充

○防災重点ため池の見直しに際し、必要な浸水想定図の策定及び、見直し後の防災重点ため池のハザードマップを策定するための予算確保。

- ・ **計画策定（調査計画事業 定額助成）の完成に向けた  
予算配分 支援の継続**をお願いします。

○ため池を適正管理するために、地域一体となった管理体制の再構築が必要。

- ・ ハード整備の有無にかかわらず**管理体制に対する支援制度**の創設

○ため池や水田の治水利用化を進める制度拡充

本県では、総合治水条例に位置づけ、ため池の治水利用や水田貯留対策に取り組んでいるが、農村地域防災減災事業を活用し、さらなる取り組み拡大を図りたい。

<現行制度>

農村地域防災減災事業では、  
防災ため池や水田貯留対策を行うには**実施地区毎**に防災効果の算出が必要。



<要 望>

**流域全体**を一つの地区として大和平野地区全体で  
ため池の治水利用及び水田貯留対策に  
取り組みたい。



水田貯留の取り組み

【県担当部局】 農林部農村振興課